明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕
○特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（**総務**一三）　一
○地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例等に関する省令の一部を改正する省令（**同**一四）　四
○水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**一三）　五
〔告　示〕
○紛失の届出により失効した旅券の告示（**外務**八〇）　七
○平成二十四年度の血液製剤の安定供給に関する計画（**厚生労働**一四二）　七
○平成二十四年度の献血の推進に関する計画（**同**一四三）　七
○水産業協同組合法施行規程の一部を改正する件（**農林水産**七七六）　三
○肥料の登録の有効期間を更新した件（**同**七七七）　三
○肥料の名称又は輸入業者の住所の変更に係る届出があった件（**同**七七八）　三
○肥料の登録が失効した件（**同**七七九）　三
○都市計画に関する件（**東北地方整備局**三三～三五）　三
○都市計画に関する件（**関東地方整備局**七四～七七）　四
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関を登録した件（**同**七八）　四
○都市計画に関する件（**北陸地方整備局**二三、二四）　四
○道路に関する件（**中部地方整備局**六二）　四
○道路に関する件（**四国地方整備局**五三～五五）　四
○都市計画に関する件（**九州地方整備局**五六～六三）　四
〔官庁報告〕
産　業
日本工業規格（経済産業省）　四
標準仕様書（ＴＳ）の公表について（同）　四
国家試験
第七回紛争解決手続代理業務試験合格者（厚生労働省）　四
平成二十四年度弁理士試験に係る委員等（工業所有権審議会）　四
〔公　告〕
諸　事　項
**裁判所**
破産、免責、再生関係　四
**特殊法人等**
独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、税理士証票無効・登録まつ消関係　四
**地方公共団体**
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　六
**会社その他**
**会社決算公告**　八

## 省　令

### ○総務省令第十三号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十一日

総務大臣　川端　達夫

特別交付税に関する省令の一部を改正する省令

特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号の表第十四号中「〇・六」を「〇・八」に改め、同表第二十一号中「148,700円」を「150,500円」に改め、同表第四十五号を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 四十五　大学等と連携して行う地域おこし活動に要する経費 | 大学等の教育・研究機関等と連携して行う地域おこし活動に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・六以上〇・八未満の道府県にあつては〇・四を、〇・五以上〇・六未満の道府県にあつては〇・八を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。 |
| 四十六　災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。 | 第四条第一項第一号の表に次の三号を加える。 |
| 四十七　文化財の災害復旧に要する経費があること。 | 当該年度において災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により職員の派遣を受けた道府県について、当該受入れに要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。 |
| 四十八　病院に要する経費があること。 | 文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。 |

道府県等が経営する病院について、当該年度において救命救急センター一号に規定した算定の数が増加した場合に準じた場合にお救急センターの数が増加した日から同年度の三月三十一日までの病院一号の表第一項の第一欄に掲げる病院の数又は救命救急センターの数が閏年の日を含む場合の三百六十六分の一（当該年度が閏年の日を含む場合にあつては、三百六十六分の三百六十七）を乗じて得た数を、〇・八以上一・〇未満の道府県にあつては〇・六以上〇・八未満の道府県にあつては〇・四を、〇・五以上〇・六未満の道府県にあつては〇・二をそれぞれ乗じて得た額に、財政力指数が〇・五未満の道府県にあつては〇・一を乗じて得た額を加算した額とする。

救命救急センターを有する病院（当該病院が地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する公立大学法人等が整備し、運営する病院であつて、当該年度において増加した病床数（当該病院の病床数又は救命救急センターの数が当該年度の三月三十一日現在において前年度の三月三十一日現在におけるこれらの数を超えた場合における当該超えた数）を含むものとする。）

## 会社決算公告